

○財務省告示第四十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年一月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年二月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第三百三十
八回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第四十七条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

入札発競争	入札発競争	・別第II非	債参加者	行及び特	争入札発	非入札発	者入札発	特・別第I	国債参加	入札発競争	入札発競争	法入決定
-------	-------	--------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	-------	------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各限額市場特別
 にごとに応募限度額を定め
 による発行（以下、国債市場
 別参加者・第II非価格競争
 発行」という。

各申込みの応募額を割り当てる。各
 当てる。そのうち応募額を順次
 各国債市場特別参加者ごとの
 各限額市場特別参加者ごとの
 申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で一兆六千二百十五億

うち、財政法第四十一条の規
 定に基づき発行した利付債に
 ついては、金額で二千九百
 六十億を、財源の確保を図る
 たため、公債発行の特例に
 関係する

ハ

八

九

十 十

イ 一
ロ

十 十

三 二

振 額 最
替 単 位

低 額 面 金

行 入 札 発 行

争 入 札 発 行

非 入 札 発 行

者 入 札 発 行

特 入 札 発 行

国 入 札 発 行

発 行 行 日

格 争 格

行 争 行

札 格 札 格

入 札 行 行

国 債 市 場

特 別 加 入

者 第 I 加 入

非 入 札 発 行

争 入 札 発 行

及 び 国 債

行 場 特 別

債 市 場 特 別

別 参 加 者 非

・ 第 II 加 入

入 札 発 行

価 格 争 争

の 経 過 子 率

の 経 過 子 率

三 千 二 十 七 億 千 九 百 十 一 万 円

五 万 円

振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金

額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と

す る 。

平 成 三 十 一 年 一 月 十 七 日

一 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 二 十

一 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 二 十

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 二 十 一 銭

年 〇 ・ 一 パ ー セ ン ト

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

年 〇 ・ 一 パ ー セ ン ト

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、

十四	初期利子	十五	第二期以後の利子	十六	償還期限	十七	償還金額	十八	元利支	十九	払場所参加	二十	払込期日
----	------	----	----------	----	------	----	------	----	-----	----	-------	----	------

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{28}{365}$$

平成三十一年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十一年十二月二十日

日本銀行

額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成三十一年一月十七日